

資料2-1-1 非常招集報告書

非常招集報告書（1）

年 月 日

非常招集報告書

課長 \_\_\_\_\_

招集者名		登庁時間	免除者名	
役職名	氏名		役職名	氏名
計				

年 月 日

非常招集報告書（ 総括表 ）

部長 \_\_\_\_\_

区分 役職名	職員数	招集者	招集免除者	差引職員数	備考
計					

平成 年 月 日	
<b>被害概況報告書</b>	
報告者所属： _____ 役職： _____ 氏名： _____	
情報入手場所： _____ 情報入手時間： _____日_____時_____分	
通報者 氏名： _____ 性別：男・女 年齢(推・実)： _____才 関係 _____	
住所： _____ TEL _____ - _____ - _____	
報告地	報告要旨
数値情報(確認・推定の別)	私見
概要図	
建築物の全・半壊、道路・橋梁の通行可否(車、オートバイ、徒歩)、人の死亡・行方不明、 負傷・未救出等の被害の状況と、被害を受けていない場所の状況等を図示して下さい。	

資料2-1-3 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	負傷者 重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。	
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊 (全焼) (流失)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊 (半焼)	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部分の被害がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度の、ごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などの堆積のため一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住居被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住している時は、当該部分は住家とする。	
	公共施設	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。			
その他の被害	田畑の被害	流失 埋没	耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	

被 害 項 目		報 告 基 準
そ の 他 被 害	港 湾	港湾法（昭和25年法律第 218号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設 鉄 道 不 通	ごみ処理及びし尿処理施設とする。 汽車、電車等の通行が不通となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止した時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り 災 者	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
被 害 金 額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第 169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産施設をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産施設をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産施設をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

被害種類	被害認定統一基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けるまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治癒できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の全壊・ 全焼・全流失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
住家の半壊・ 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

滅失住宅の判定基準（昭和39年8月大蔵省、建設省協議）

被害の状況
<p>全壊・全流失</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物の全部が倒壊又は流出し原形をとどめないものとする。</li> <li>2. 建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ屋根又はその一部が地上に落ちたものとする</li> <li>3. 建物の傾斜が著しく、柱、梁及び小屋組等の軸組部材が折損し、又はその仕口、継ぎ手がはずれたもので、傾斜直し及び歪み直し又は補強を行った程度では復旧できないものとする。</li> <li>4. 屋根が吹きとばされ又は土壁若しくは壁材料の大半が剥落し又は再使用できず、かつ、建物の傾斜が著しく復旧が困難なものとする。</li> </ol>
<p>全焼</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主要構造部材のほとんど全部が消失したものとする。</li> <li>2. 屋根及び小屋組が焼け落ち、他の主要構造部材も相当損傷したものとする。</li> <li>3. 屋根及び小屋組が焼け落ちないで残っているが、小屋組部材のほとんど全部及びその他の軸組の一部を取り替えなければならないものとする。</li> </ol>

〔災害確定報告〕

都道府県		区 分		被 害		
災害名 ・ 確定年月日	月 日 時 確定	田	流失・埋没	ha		
			冠 水	ha		
報告者名	月 日 時 確定	畑	流失・埋没	ha		
			冠 水	ha		
報告者名		文教施設		箇所		
区 分		被 害				
人的被害	死者	人				
	行方不明者	人				
	負傷者	重傷	人			
		軽傷	人			
全 半 一部破損 床上浸水 床下浸水	棟					
	世帯					
	人					
	棟					
	世帯					
	人					
	棟					
	世帯					
	人					
	棟					
	世帯					
	人					
非住家	公共建物	棟				
	その他	棟				
		火災発生	り 災 世 帯 数	世帯		
			り 災 者 数	人		
			建 物	件		
			危 険 物	件		
			そ の 他	件		
			田	流失・埋没	ha	
			田	冠 水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
			畑	冠 水	ha	
			文教施設	箇所		
			病院	箇所		
			道路	箇所		
		橋りょう	箇所			
		河川	箇所			
		港湾	箇所			
		砂防	箇所			
		清掃施設	箇所			
		崖くずれ	箇所			
		鉄道不通	箇所			
		被害船舶	隻			
		水道	戸			
		電話	回線			
		電気	戸			
		ガス	戸			
		ブロック塀等	箇所			

区 分		被 害		都道府県災害 対策本部	名 称	
公立文教施設	千円				設置市町村名	設 置
農林水産業施設	千円			解 散		月 日 時
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円			災害対策本部		
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体			設置市町村名		
そ の 他	農産被害	千円		災害救助市町村名		
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
被 害 総 額	千円					
備 考	災害発生場所					
	災害発生年月日					
		災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）				
		消防職員出動延人数		人		
		消防団員出動延人数		人		

〔被害状況即報〕

報道府県		災害名		区分		被害				
災害名・報告番号	第 報 ( 月 日 時現在 )	田	流失・埋没	ha	その他	文教施設	箇所			
			冠水	ha			病院	箇所		
畑	流失・埋没		ha	道路			箇所			
	冠水		ha	橋りょう			箇所			
報告者名		人の被害	文教施設	箇所	家の被害	河川	箇所			
			港湾	箇所		砂防	箇所			
区分			被害			清掃施設	箇所	崖くずれ	箇所	
死者	人		全壊	棟		その他	鉄道不通	箇所	被船舶	隻
	行方不明者			人			世帯	水道	戸	
	負傷者			重傷			人	電話	回線	
	軽傷		人	電話		戸	ガス	戸		
半壊	棟		一部破損	棟		火災発生	ブロック塀等	箇所		
	世帯			人						
	人									
	床上浸水			棟				り災世帯数	世帯	
床上浸水	世帯					り災者数	人			
	人					建物	件			
公共建物	棟					危険物	件			
	その他		棟			その他	件			

区分		被害		都道府県	市町村		
公立文教施設	千円					等災害対策状況本部	
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
その他	農業被害	千円		災害救助法村名	計		
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
その他	千円				消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円					消防団員出動延人数	人
備考							
災害発生場所							
災害発生年月日							
災害の種類概況							
応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防団機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況							

被害額は省略できるものとする。



第4号様式(その2)  
〔災害概況即報〕

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災害名 \_\_\_\_\_ (第 \_\_\_\_\_ 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					

資料2-1-7 通信窓口一覧

【豊能町】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
総務部	自治人権課	豊能町余野414-1	072-739-0001
建設水道部（水道事業所）	上下水道課	豊能町東ときわ台1-2-3	072-738-3311
国民健康保険診療所		豊能町余野63-1	072-739-0004

【消防】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
消防本部	消防署	豊能町東ときわ台1-1-3	072-738-1121
消防団	消防署東出張所	豊能町余野20-1	072-739-1899

【大阪府】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
大阪府	総務部 危機管理室	大阪府中央区大手前2丁目  府庁別館	06-6941-0351 無線200-4875 06-6944-6654 無線200-4887 （夜間）
豊能地域防災推進室		池田市城南1-1-1	072-752-4111 無線301-8900
池田土木事務所		池田市城南1-1-1	072-752-4111 無線301-8910
北部農と緑の総合事務所	池田分室	池田市城南1-1-1	072-752-4111 無線301-8920
池田保健所		池田市満寿美町3-19	072-751-2990

【大阪府警察】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
豊能警察署	警備課	能勢町地黄650-4	072-737-1234

【自衛隊（陸上自衛隊第3師団）】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	
			昼 間	夜 間
第36普通科連隊	第3科	伊丹市緑丘7-1-1	072-782-0001	072-782-0001
		陸上自衛隊伊丹駐屯地	内線4031～4032	内線4004

【指定行政機関及び指定地方機関】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
消防庁	防災課防災情報室	東京都港区虎ノ門2-2-1	直03-5574-0119
大阪農政事務所	庶務課	茨木市宮島1-3-1	直072-633-1335
大阪航空局八尾空港事務所	総務課	八尾市空港2-12	直0729-92-0031
大阪管区气象台	技術部予報課	大阪府中央区大手前4-1-76	直06-6949-6303
大阪豊能郵便局		豊能町余野172-4	072-739-0050

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
関西電力(株)	池田営業所	池田市上池田1-1-1	072-752-5070
大阪ガス(株) 導管事業部	幹線保全センター	神戸市中央区港島中島4-5	078-303-7755
日本電信電話(株)大阪支店	設備部災害対策室	大阪市北区堂島3-1-2 レパ-ク堂島第2ビル 7階	072-751-1611
能勢電鉄(株)		川西市平野1-36-1	072-792-7716
阪急田園バス(株)	豊能支社	豊能町希望ヶ丘5-7-1	072-739-2002

【公共的団体等】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
池田市医師会	事務局	池田市鉢塚1-2-1	072-751-2534

【近隣市町村】

市町村名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	
			昼 間	夜 間
能勢町	総務部 住民課	豊能郡能勢町宿野28	072-734-0119	072-734-0119
豊中市	総務部 危機管理室	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2525	06-6846-8450
池田市	市長公室 危機管理課	池田市城南1-1-1	072-754-6263	072-752-1111
箕面市	総務部 市民安全政策課	箕面市西小路4-6-1	072-724-6750	072-723-2121
茨木市	総務部 総合防災課	茨木市駅前町3-8-13	072-620-1617	072-622-8121
吹田市	企画部 安心安全室	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1231	06-6368-7343
高槻市	総務部 総務室 危機管理課	高槻市桃園町2-1	072-674-7312	072-674-7001
摂津市	総務部 総務防災課	摂津市三島1-1-1	06-6383-1111	06-6383-1111
島本町	総務部 庶務課	三島郡島本町桜井2-1-1	075-962-0373	075-961-5151
亀岡市	総務部 総務課	亀岡市安町野々神8	0771-25-5010	0771-22-3131
猪名川町	総務課 管財担当	川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	072-766-8708	072-766-0001
川西市	総務部 総務室 防災安全課	川西市中央町6-1	072-740-1145	072-740-1111

資料2-1-8 府の連絡窓口

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
大 阪 府 総 務 部 危 機 管 理 室	(代表) 06-6941-0351	06-6944-6021
	(直通) 06-6944-6021	
大阪府防災行政無線番号 200-4875、200-4888 (夜間)		

資料2-1-9 自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式等

【自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式】

文書番号 年 月 日
大阪府知事 _____様
豊能町長 _____ 印
自衛隊の災害派遣要請について
災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼 します。
記
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由 2. 派遣を希望する期間 3. 派遣を希望する区域及び活動内容 4. その他参考となるべき事項

備考：用紙は日本工業規格A 5とする。

【自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書の様式】

文書番号 年 月 日
大阪府知事 _____様
豊能町長 _____ 印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、 下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1. 撤収要請日時 2. 派遣された部隊 3. 派遣人員及び従事作業の内容 4. その他参考となるべき事項

備考：用紙は日本工業規格A 5とする。

資料2-1-10 地すべり、急傾斜地災害報告

災 害 報 告					
市町村名 ( )			第 報 ( 月 日 時現在 )		
場 所	郡 町 大字 市 村		ふりがな 区 域 名		
発 生 日 時	月 日 時		異常気象名		
原 因	連 続 雨 量	mm	月 日 時 ~ 月 日 時 (観測所)		
	日 雨 量	mm	月 日 時 ~ 月 日 時		
	最 大 時 間 雨 量	mm	日 時 ~ 日 時		
	そ の 他 の 概 況				
斜面の種類	自然斜面 H = m	人工斜面 H = m	概況平面図		横断面図
拡大の見込	有 ・ 無				
保全対象人家戸数			戸		
崩壊の状況	高さ	m 巾	m		
	面積	m <sup>2</sup> 勾配	度		
	崩壊又は流出土砂量		m <sup>3</sup>		
	その他				
被害の状況	死者・負傷者等	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名	
	住宅被害	全壊 戸	半壊 戸	一部破損 戸	
	公共的建物被害				
	その他の建物被害				
	そ の 他 の 概 況				
応 急 対 策					
適用法律の 施行状況	法 令 等	有無	法 令 等	有無	
	急傾斜地法適用区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所 地帯番号 箇所番号		
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域		
	地すべり防止区域(建・林・農)		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		
	砂防指定地		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域		
	保安林		宅造基準条例の適用区域		
	災害対策基本法防災計画区域		そ の 他		
備 考					
受 送 信	月 日 時	送信者氏名		受信者氏名	

市町村名  
溪流名

河川名	(水系級数：1級 2級 その他) 川水系 川		被害状況				第1報 (月日時)	第2報 (月日時)	第3報 (月日時)	備考			
場所	市 区 大字 郡 町 村				人的被害 (人)	死者不明者 行方不明者 負傷者	人 人	人 人	人 人	人 人			
発生日時	平成 年 月 日 時				住家	全壊・流出 半壊 床上浸水 床下浸水 一部破損	戸 戸 戸 戸	戸 戸 戸 戸	戸 戸 戸 戸	戸 戸 戸 戸			
異常気象名					非住家	農地被害	戸	戸	戸	戸			
気象状況	観測所名			状況	公共土木 施設被害	道路 鉄道 橋梁 河川 その他				公共土木施設被害は、流出、破損、埋没等の注釈を加えること。			
	連続雨量	mm ( 月 日 時 ~ 月 日 時 )											
	最大日雨量	mm ( 月 日 時 ~ 月 日 時 )											
	最大時間雨量	mm ( 月 日 時 ~ 月 日 時 )											
	その他の概要	(雨量状況調書又は積雪・融雪状況調書に記入する)											
土砂流出状況	土砂の流出形態 (土石流・土砂流)	土石流危険溪流名 ( )、溪流番号 ( )		状況	公共土木 施設被害	道路 鉄道 橋梁 河川 その他				公共土木施設被害は、流出、破損、埋没等の注釈を加えること。			
	溪流流域面積	km <sup>2</sup>	調査年								年		
	氾濫面積	m <sup>2</sup>	危険度								A B C その他		
	流出土砂値	m <sup>3</sup>	危険溪流の地域防災計画(市町村)への記載 (有・無)( 年 月 記載) 危険溪流の表示板設置 (有・無)( 年 月 設置) 避難基準雨量の設定 (有・無)連続雨量 ( mm ) 時間雨量 ( mm/hr ) 避難場所・経路の記載 (有・無)										
	堆積粒径(最大)	m											
	溪床縦断勾配	1 /											
	面積	農地											
保全対策	人家戸数	戸	公共	施設	一般被害額		千円						
	人口	人			公共土木施設被害額		千円						
応急対策	避難勧告・指示(有・無) 発令日時(月日時分) 発令者( ) 住民の自主的避難(有・無) (月日時避難) 避難人員(世帯人) 応急工事				緊急砂防又は災害関連緊急砂防要望の有無		有・無 (緊急・災害緊急)	ダム高( m )	事業費( 千円 )				
も適用に法令等(該当する印をつける)	1. 砂防指定地 (M.T.S 年指定)		6. 建築基準法による災害危険区域		概況平面図・土砂の氾濫、堆積、浸水状況等を明示する ・避難経路については実際の避難経路と地域防災計画に記載されている経路を合わせて記入する。 ・既砂防設備、指定地等を明示する								
	2. 地すべり防止区域(建・林・農)		7. 宅地造成工事規制区域										
3. 急傾斜地崩壊危険区域		8. 都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		担当者氏名		発信		受信					
4. 保安林		9. 国有林・民有林											
5. 河川区地(一級・二級・準用・普通)		10. その他( )											

資料2-1-12 町有車両一覧

種類 \ 所属	本庁管内	支所管内	計
普通乗用車	3	0	3
小型乗用車	9	5	14
普通貨物車	0	3	3
小型貨物車	7	6	13
普通特殊車	7	24	31
小型特殊車	0		0
その他特殊車	1	4	5
軽乗用車	3	5	8
軽貨物車	4	11	15
マイクロバス	1		2
総合計	35	59	94

資料2-1-13 地域緊急交通路一覧

地域緊急交通路名
府道国崎野間口線、府道余野車作線、府道茨木能勢線、 府道余野茨木線、国道477号

資料2-1-14 緊急通行車両確認証明書等

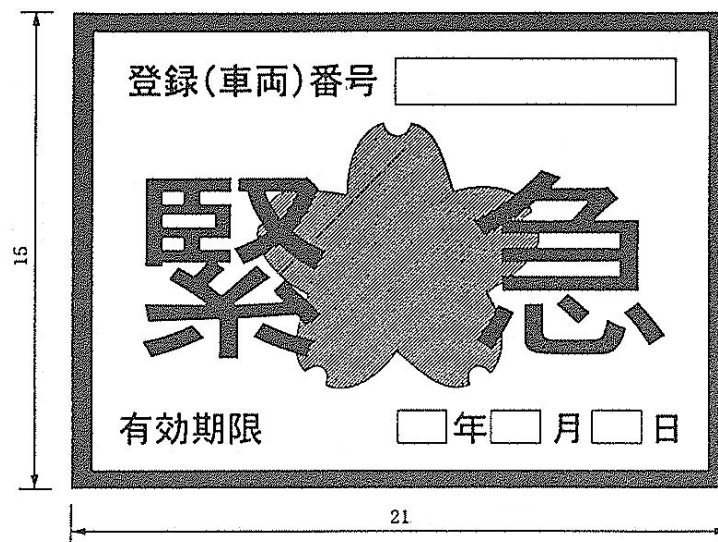
緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知	事
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所 氏名	( )	局 番
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

緊急通行車両標章

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2様式下）



- 備考1) 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)」番号、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2) 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3) 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



緊急通行車両事前届出による認定車両

(平成17年3月31日現在)

	車種名	車両番号	種別	車両管理課名	乗車定員
1	トヨタ カローラ	大阪 71 ふ14-11	小型乗用車	総務部 総務課	5人
2	ダイハツ ムーヴ	大阪 50 は60-41	軽乗用車	生活福祉部 吉川支所	4人
3	ニッサン ダットサン	大阪 47 は15-36	小型貨物車	建設水道部 環境課	5人
4	トヨタ ハイエース	大阪 79 た98-16	小型乗用車	生活福祉部 高齢障害福祉課 保健センター	9人
5	トヨタ タウンエーストラック	大阪 47 も60-73	小型貨物車	建設水道部 建設課	3人
6	トヨタ カルディナ	大阪 71 な89-48	小型乗用車	建設水道部 上下水道課	5人
7	ヒノ レンジャー	大阪 11 ま99-51	普通貨物車	建設水道部 上下水道課	2人

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日当たり 30,000円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり 2,385,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,385,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置する。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流出	夏	17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200
			冬	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400
冬	9,000		11,900	16,900	20,000	25,300	3,300		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所..国民健康保険診療報酬額の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り 510,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 193,000円以内 小人(12歳未満) 154,400円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,300円以内 {一時保存} 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,000円以内 {検案} 救護班以外は費料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 137,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料2-1-16 避難所収容者名簿等

避難所収容者名簿

災害年月日												
災害種類		避難所名										
住 所	氏 名	職 業	性別	年 齢	避難所収容期日							
					月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	

避難所開設日誌

災害年月日												
災害種類		避難所名										
月 日 曜日 天候				責任者氏名				記載者氏名				
収容人員				記 事	給貸与に関する事項							
給 与 人 員	朝食				従事職員の氏名							
	昼食				その他							
	夜食											

物品受払簿

避難所名

災害年月日	災害種類	品目										

罹災者救助明細書

救助事項別												
取扱所												
住 所	罹 災 者 世帯主氏名	家 族 の 構 成 人 員	給 貸 与 品	数 量	月 日	責 任 者 印	備 考					

資料2-1-17 防災品並びに備蓄品一覧

	数量	単位	本庁倉庫1	本庁倉庫2	吉川支所	消防本部	消防署東出張所	水道事業所	吉川中学校	東ときわ台小学校	旧高山小学校	シートス	ときわ台駐輪場	商工会横倉庫	
防災備蓄倉庫	4								1	1	1			1	
発電機	15		2						3	3	3	3	1		
ウインチ	4					2	2								
チェーンソー	4					2	2								
水中ポンプ	4		1		1						1		1		
炊飯装置	12								2	1	1	2		6	
組立式トイレ	24								4	4	2	4		10	
手洗いセット	20													20	
動力噴霧器	2									1	1				
手動噴霧器	2								1			1			
消毒薬	1		1												
担架(四つ折)	4								1	1	1	1			
担架(二つ折)	10								2	2	2	2		2	
コードリール(大型)	3													3	
コードリール	15		1		1				3	3	3	3	1		
メガホン	40								10	10	5	10		5	
乾電池(メガホン用)	270								70	70	30	70		30	
投光機	24		4						5	5	5	5			
杭打ち用タコ	3			1						1				1	
ストーブ	35								8	7	7	8		5	
毛布	88								20	20	10	20		18	1ヶ-ス 10枚
ラジオ	50								10	10	10	10		10	
ランタン	100		20						20	20	20	20			
懐中電灯	100								20	20	20	20		20	
乾電池(懐中電灯用)	500								100	100	100	100		100	
給水用タンク	20								5	5	5	5			1ヶ-ス 15枚
トイレトーパー	19								5	5	4	5			1ヶ-ス 100枚
カセットコンロ	500														ときわ台 プレハブ
ブルーシート	43								4	4	4	4		27	1包 5枚
造水機	2		1					1							
非常用飲料水袋	4,000		2,000					2,000							
土のう袋	1,000													1,000	

トラロープ	20												20	
軍手	21		21											1束 10組
雨合羽	50		50											
長靴	50		50											
ヘルメット	50		50											
プロパンガス	8		8											1本 5k g
ろうそく	4,800		4,800											100本 / 箱 × 48箱
水防用資材(丸太)	100													野間口青少年 スポーツセンター
水防用資材(角材)	50								50					
工事用看板	20			12		8								通行止、片側通 行、立入禁止、 全面通行止
バリカー	52			4				4	4	4	4		32	
バリカー用夜間電池	40			8				8	8	8	8			
バリカー用電球	30			6				6	6	6	6			
バリカー用赤ホヤ	30			6				6	6	6	6			
スコッチコーン	30			6				6	6	6	6			
コーンヘッド	30			6				6	6	6	6			
コーンパー	30			6				6	6	6	6			
丸形ショベルスコップ	51			15		18			18					
角形ショベルスコップ	30			10		10			10					
ハンマー(2.5kg)	1			1										
ハンマー(3.6kg)	1			1										
ハチヅル	17			5		5			7					
両ツルハシ	5			3		2								
金てこ 25mm八角	0													
掛矢 八角銅	0													
加工番線	0													
斧	15			5		5			5					
鎌	15			5		5			5					
のこぎり(横挽き)	30			10		10			10					
日用品セット(バガ セット、石鹸ほか)	700		70 0											
タオル	1,000		1,000											



資料2-1-18 住家等被害の認定統一基準

被害の種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料2-2-1 公用令書等

公用令書（従事・協力）

従事第 号	公 用 令 書 住 所 氏 名 従 事 協 力
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。	
処分権者 氏名	
印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備考：用紙は日本工業規格A 5とする。

公用令書（物資の保管）

保管第 号	公 用 令 書 住 所 氏 名			
災害対策基本法 <sup>第71条</sup> の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 第78条第1項				
年 月 日				
処分権者 氏名				
印				
保管すべき 物資の種類	数 量	保管すべき 場 所	保管すべき 期 間	備 考

備考：用紙は日本工業規格A 5とする。

公用令書（管理・使用・収用）

管理第 号

公 用 令 書  
住 所  
氏 名

第71条  
災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり を管理・使用・収容する。  
第78条第1項

年 月 日

処分権者 氏名

印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡年月	引渡場所	備 考

備考：用紙は日本工業規格A 5とする。

公用変更令書

変更第 号	公 用 変 更 令 書
	住 所
	氏 名
第71条	
災害対策基本法	の規定に基づく公用令書( 年 月 日第 号)
第78条第1項	
にかかると処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。	
年 月 日	処分権者 氏名 印
変 更 し た 処 分 の 内 容	

備考：用紙は日本工業規格A 5とする。

公用取消令書

変更第 号	公 用 取 消 令 書
	住 所
	氏 名
第71条	
災害対策基本法	の規定に基づく公用令書( 年 月 日第 号)
第78条第1項	
にかかると処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	処分権者 氏名 印

備考：用紙は日本工業規格A 5とする。